

令和3年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (9月13日)

| | |
|---|----|
| 出席委員 | 1 |
| 欠席委員 | 1 |
| 委員会に出席した事務職員 | 2 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 2 |
| 委員会日程 | 3 |
| 開会の宣告 | 5 |
| 委員長の互選 | 5 |
| 委員長の挨拶 | 5 |
| 副委員長の互選 | 5 |
| 議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることにつ いて | 6 |
| 議案第 1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正 する条例について | 26 |
| 議案第 2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について | 28 |
| 議案第 3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第5号) | 32 |
| 議案第 4号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 54 |
| 議案第 5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号) | 56 |
| 議案第 6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号) | 58 |
| 議案第 7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号) | 60 |
| 閉会の宣告 | 65 |
| 署名 | 67 |

| 令和3年第3回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第1号） | | | | | | |
|---|-------------------|-----------------------------------|----------|----------|---------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 3 年 8 月 2 6 日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 岩 泉 町 役 場 大 会 議 室 | | | | | |
| 開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時 | 開 会 | 令 和 3 年 9 月 1 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分 | | | | |
| | 閉 会 | 令 和 3 年 9 月 1 3 日 午 後 3 時 1 8 分 | | | | |
| 出席及び欠席委員 出席13人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席 | 委員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 委員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 千 葉 泰 彦 | ○ | 9 | 早 川 ケン子 | ○ |
| | 2 | 佐 藤 安 美 | ○ | 10 | 三田地 和 彦 | ○ |
| | 3 | 畠 山 昌 典 | ○ | 11 | 合 砂 丈 司 | ○ |
| | 4 | 畠 山 和 英 | ○ | 12 | 三田地 泰 正 | ○ |
| | 5 | 八重樫 龍 介 | ○ | 13 | 菊 地 弘 已 | ○ |
| | 6 | 三田地 久 志 | ○ | | | |
| | 7 | 林 崎 竟次郎 | ○ | | | |
| | 8 | 坂 本 昇 | ○ | | | |

| | | | | |
|---------------------------------|------------------|-------|------------------|-------|
| 正副委員長氏名 | 委員長 | 畠山和英 | 副委員長 | 三田地久志 |
| 委員会に出席した事務職員 | 事務局長 | 箱石良彦 | 議事係長 | 村木南美 |
| | 主査 | 石垣直美 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 町長 | 中居健一 | 副町長 | 佐々木宏幸 |
| | 教育長 | 三上潤 | 危機管理監兼 危機管理課長 | 佐々木重光 |
| | 総務課長 | 三浦英二 | 政策推進課長 | 佐々木真 |
| | 会計管理者兼 税務出納課長 | 三上久人 | 町民課長 | 山岸知成 |
| | 保健福祉課長 | 三上義重 | 経済観光交流課長 | 馬場修 |
| | 農林水産課長 | 佐々木修二 | 地域整備課長 兼復興課長 | 三上訓一 |
| | 上下水道課長 | 佐藤哲也 | 消防防災課長 | 和山勝富 |
| | 教育次長 | 佐々木剛 | 政策推進課参事 | 應家義政 |
| | | | | |
| その他の関係職員 | | | | |
| 委員会日程 | 別紙特別委員会日程のとおり | | | |
| 委員会に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 議事の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和3年第3回岩泉町議会定例会 条例補正予算等審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和3年9月13日(月曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて

(2) 議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例について

(3) 議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)

(5) 議案第4号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(6) 議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(7) 議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)

(8) 議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、4番、畠山和英委員を指名します。

畠山和英委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（畠山和英君） おはようございます。ただいまご指名いただきました4番、畠山和英でございます。本委員会に付託された案件は、計画策定が1件、条例が2件、補正予算が5件の計18件であります。慎重かつ活発な審議をお願いいたします。

また、議事進行につきましては、格別のご協力をお願いいたします。

それでは、座って進行させていただきます。

◎副委員長の互選

○委員長（畠山和英君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

副委員長には、6番、三田地久志さんを指名します。

審査に入る前に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。確認をお願いします。

暑い方は、上着を脱いで結構です。

◎議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて

○委員長（畠山和英君） これより審査に入ります。

議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） すみません、委員長にお願いがございまして、この議案の審議のご説明をするに当たりまして、参考資料として配付したい資料がございしますが、許可をいただけますでしょうか。

○委員長（畠山和英君） はい、配付の資料については許可します。

配付をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） では、配付させていただきます。

〔資料配付〕

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） それでは、岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてご説明をさせていただきます。

まず、この過疎計画につきましては、法律に基づく計画となっておりまして、これまでは過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間として

岩泉町過疎地域自立促進計画を作成しておりました。過疎地域自立促進特別措置法が本年3月に失効いたしまして、4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、今回新たに計画を策定するものでございます。

法律の概要でございますが、目的といたしましては、人口減少に伴い、地域の活力が低下している、あるいは生活環境の整備があまり進んでいない地域において、様々な支援を行うことにより住民福祉の向上と地域格差の是正を図っていくというものでございます。

今回のこの概要につきましては、8月19日の全員協議会で詳細についてご説明を申し上げております。今回は、新たに追加になった部分、それから前回の全員協議会を踏まえまして修正した部分等を主にご説明を申し上げたいと思います。

まず1つ、前回の計画から今回の新しい法律に基づく計画になったことよっての新規項目でございます。これが3つございまして、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成というものが1つ、それから再生可能エネルギーの利用の推進が1つ、もう一つが、その他地域の持続的発展に関し必要な事項という部分のこの3つが新たに追加となっております。

内容といたしましては、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、定住促進住宅の造成、定住促進空き家活用事業、地域おこし協力隊、UIターン対策事業、ふるさと納税特産品振興事業、廃校等施設利活用事業、空き家・空き地バンク運営事業等がございます。

再生可能エネルギーでは、地域課題検討調査事業、地域木質バイオマス資源利活用事業等がございます。

地域の持続的発展に関する部分では、各地域振興協議会の取組等が計上されております。

では、議案のほうの28ページをお開き願います。28ページに移住・定住・地域間交流の部分、あと人材育成が計上されております。

まず1つは、移住・定住の部分ですが、(1)になります。イのところではUIターン者、それから地域おこし協力隊、移住希望者、こういったところを積極的に受け入れるということで力を入れる計画となっております。

ウのところでは、空き家・空き地バンク、エで空き家の利活用、オで空き家等を活用した事業等がございます。

キで廃校施設等の遊休施設の情報、こういったものを発信しながら、利活用に努めるとしております。

次の（２）の地域間交流の部分では、エになりますが、ふるさと納税返礼品などを充実させ、岩泉町の魅力発信につなげるという計画としております。

（３）、人材育成でございますが、この部分は全員協議会を踏まえまして、内容を濃くさせていただいております。

アで農林水産業の維持・振興を図るための担い手の確保、育成。

イでは、地域経済をリードする経営者や企業者を育成すると。商工団体などとの連携や支援策の検討、実施に努めるとしております。

ウで、インターンシップ等の実施、あと岩泉高校において人材教育として推進している探求型学習プロジェクトなどへの支援に努めるとしております。

エで、学校教育では、地域の先達者たちによる地元学を推進するとします。

オで、地域振興協議会や地域団体と連携し、集落を支援する集落支援員の育成、確保に努めてまいります。

カで地域おこし協力隊、地域づくりの新たな担い手の確保に努めるというふうにしております。

次に、30 ページになります。30 ページで具体的な事業でございますが、定住促進宅地造成事業、定住促進空き家活用事業、地域おこし協力隊、UI ターン対策事業、ふるさと納税特産品振興事業、廃校等施設利活用事業、空き家・空き地バンク運営事業等を計上しております。

この表のつくりですが、一番右側に備考欄がございまして、この部分については新たに前回の全協後に各担当部署、担当課、所管課を入れさせていただいております。この後の表につきましてもそのような形で、これについては町民の方々が見た場合に、どこに問合せをすとか、そういったものも分かりやすくするために入れさせていただきました。

次に、62 ページをお開きください。62 ページでは、（７）、その他の部分ですが、イのところでは管理不全の空き家について、所有者の適正管理に向けた情報提供や指導等に努めるとともに、安全な居住環境の整備のための啓発を行うという部分が追加となっております。

次に、89 ページになります。89 ページから新たに追加になっている部分で、再生可能エネルギーの利用の推進でございます。２のその対策の部分でございますが、具体的には、小水力、バイオマス、風力、太陽光発電など、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を推進としております。

下の表でございますが、再生可能エネルギーの利用の推進で、１つには地域課題検討調査事業

といたしまして、再生可能エネルギー関連施策の推進を図ってまいります。もう一つは、地域木質バイオマス資源利活用事業を実施してまいります。

次に、90 ページになります。その他地域の持続的発展に関し必要な事項でございまして、この部分では現況と問題点の中で、(2) で各地域振興協議会の取組を掲載しております。

アの岩泉地域振興協議会から小川地域振興協議会、おおかわむら地域振興協議会、小本地域振興協議会、安家地域振興協議会、有芸地域振興協議会と各振興協議会の活動内容について触れております。

93 ページの部分から、各地域振興協議会の取組をそれぞれまた地域振興協議会ごとに掲載させていただいております。

95 ページの表になりますけれども、過疎地域持続的発展特別事業といたしまして、協働のまちづくり交付金事業を各振興協議会とともに取り組んでまいりたい。町民アイデア実践支援事業にも、各団体を募集しながら取り組んでまいります。

以上が計画の内容でございます。

それと、先ほどお配りいたしました参考資料でございます。1 枚物となりますが、こちらのほうには今回の計画5年間の地方債の内訳を掲載させていただいております。令和3年度から令和7年度までで、左上の1、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から左下12のその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、それぞれ分類いたしまして、財源内訳を掲載しております。これは、あくまでも今時点での計上されているものについて上げておりますが、一番下の欄、全体事業費でいいますと、令和3年度が約40億円、そのうち過疎対策事業債が約10億円となっております。一番右の合計額のところですが、5か年で全体事業費で約200億円で、過疎対策事業債が5か年で約60億円というふうな形で計画を見込んでおります。

以上、簡単でございますが、議案の説明とさせていただきます。審査方よろしく願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するようお願いします。

次に、委員の皆様申し上げます。説明に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） おはようございます。先ほど頂きました資料について、何点かお伺いいたします。

この過疎対策事業費、ハード面に使用できる分とソフト事業費に使える分があると思うのですが、このソフト事業費のほうで使える分は限度があるのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○総務課長（三浦英二君） 三上財政管財室長。

○委員長（畠山和英君） 三上財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） お答えいたします。

過疎対策事業債の、いわゆるソフト分でございますが、こちらについては限度額がございます。

例えば令和2年度で申しますと、約1億4,500万円となっております。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） ありがとうございます。

次、続きまして、実質公債費についてお伺いします。たしかあれば、今年度の発表だと13%ぐらいだったのですが、今後の各年度の見通しをお伺いします。

○総務課長（三浦英二君） 三上財政管財室長。

○委員長（畠山和英君） 三上財政管財室長。

○財政管財室長（三上 智君） それでは、まず令和2年度の決算時点における実質公債費比率の確認からですが、令和2年度は元利償還金、公債費が約18億5,900万円ございました。実質公債費比率ですが、この実質公債費比率は単年度で数値を出す場合と3か年の平均で出す場合とあるのですが、議会に先日報告申し上げたのが3か年平均でございました。そちらが13.8%です。平成30年度、令和元年度、令和2年度3か年の平均が13.8%でございます。令和2年度単年度で申しますと14.95でございます。

今後の見通しということなのですが、こちら先ほどお配りした一覧表では、過疎対策事業債、12億円前後という形で記載はございますが、基本的にはプライマリーバランス、黒字を堅持したいと財政当局では考えてございまして、今後の予算編成にもよるわけなのですが、今後見込んでおります起債の発行をプライマリーバランス黒字5億円とした場合の今後の見通しですけ

れども、そうしますと例えば……すみません、例えばといいますか、令和3年度以降ですけれども、令和3年度が今見込んでおりますのが単年度で14.24、令和4年度が13.97、令和5年度が14.36、令和6年度が13.82、令和7年度が13.73でございます。公債費、元利償還金の償還の額は、おおむね18億円を超えるぐらいで令和7年度までは推移するというふうに見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） この過疎地域持続的発展計画の概要の事業費がほとんど過疎対策、辺地対策事業債で財源が賅われると思うのですが、今までもそうだと思うのですが、こういう事業を起こす場合に、国のほうから様々な政策分野で自治体に対して計画を作成する場合の義務づけという法の規定があるやに聞いておるのですが、これはやっぱりこういう過疎計画の中でも義務づけが該当するのか。あるいはまた、当初と比べて近年、国からの法規定による義務づけが増えてきているのか減っているのか、現状についてお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回のこの過疎の関係であれば、これは法律に基づくもので、この法律に基づいてこの計画をつくって、認められて、こういった起債が使えるというようなひもづけとなっておるものでございます。近年で言いますと、例えば国土強靱化に関して言えば、そういったものも計画を立てながら進めなければ交付金のほうに反映されないとか、こういったものが増えてきているか減っているかというところは、明確にはあれですけれども、いろんな国の政策によってそういったものが法に基づいてやるというものは出てきているというような感じはしております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 近年国のほうでも様々な分野において規制改革なり緩和をうたっているわけで、そういうような兆候がこういう事業を進める際にも、何となく地元の自治体に対して、あるいはまたこの利用する町民の皆さんに何か不利益というか、使い勝手の悪いような、そういう面が今までは多少見られたような感じがするので、そういう点については、やや地方分権の中でこの規制改革が進んでいると思っているのか、担当課の所感をお願いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） こういった国からの補助であったり、様々な支援の分があるのですが、どうしてもやはり国からの計画を求められるものであったり、そういった計画に基づくというものはかなりまだあるなど。一括で使えるような交付金的なものも、いろいろ制度化されて来ているのですけれども、それについてもどうしても勝手にというか、地方に完全に任せるといような形にはなっていないと思っておりました。これは、これまでも要望の中でも使い勝手のいいものというのをつくってくださいというのは継続して要望しているわけですが、やはりどうしてもそこのところには地方に完全に信頼を置いて任せてもらえるという状況にはまだなっていないという感じを肌で感じております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） それでは、その計画書の中身について、二、三質問させていただきますが、37ページ、地場産業の部分でございます。この中でホールディングスの関係だと思うのですが、地場産業の中頃に「国際食品品評会モンド・セレクション世界大会で世界最高品質賞を受賞した「龍泉洞の水」や「龍泉洞珈琲」は全国的に知られている」とうたっているのですが、この「龍泉洞珈琲」の味が当初の製品と違う味がするという愛飲者の方々の声があるのですが、この点については何か話があるというか、情報を得ている、何かそういう話があるのを知っているかどうかお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 應家参事。

○委員長（畠山和英君） 應家参事。

○政策推進課参事（應家義政君） ホールディングスとは様々意見交換はしてございますが、私のほうでちょっとそこまでは聞いていないというのが現状でございます。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 今では町がまさにその九十何%、大株主。やはり定期的にホールディングスの役員の方々と情報交換すべきではないかと思うのです。私が聞いたところによれば、何かコーヒーの製造会社が移ったというか、違うところで今製造しているというような話を聞いたのです。これによって味が違ったのではなからうかと私は思うのです。そこで、今の味とモンドセレクションをいただいたときの味と、これはそのままモンドセレクション受賞というのをうたっ

でも問題はないのかどうか、このことについてまずご見解をお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 應家参事。

○政策推進課参事（應家義政君） 先ほどご意見がありました会社が替わったのではないかというのは、情報は得ておりませんので、その辺はちょっと確認をしていきたいなと思います。

そして、ホールディングスとの意見交換は、職員はしょっちゅうやっていますし、また町長とも社長との意見交換を逐一実施しておりますので、その際に様々な情報は提供していただいておりますと認識してございます。

多分その前の部分だと思いますけれども、モンドセレクションにつきましては、モンドセレクションは何年に取りましたというような形で、会社が替わったからとか、製造工程が変わったからということでモンドセレクションの賞を表示できるとかできないとかというのは、その部分については縛りが無いのではないかなと認識してございます。あくまでもその会社でこの商品でやっていきますし、またたまたま今回味が悪くなったという認識や、そういう話をした方がおると思いますし、一方ではよくなったと思うような人もいますので、味は日々開発、いいほうに思って、悪くしようと思ってやってはいないと認識してございますので、ご了承をお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） いずれしょっちゅうホールディングスと情報交換しているというのですが、さらにしょっちゅう、やはり必要によっては町長部局がホールディングスの社長を呼んでも、最低でも月に1回ぐらい業務報告をさせるような、そういうことになれば、もっと様々なこまごまことまでも話が出ると思うので、できるだけ大株主の岩泉町が、やはり大事な職場でありますから、何とか評判が落ちないように、味が悪いという言葉ではなくて、味が落ちたと。これは、通の方々が言っているのです。そこら辺もしっかりとどこに原因にあるのか。やはり当初の品質より落ちないように、悪くならないように維持していくのが非常に大事だと、そのように思うので、あえて苦言を呈させていただきました。

次に、同じ地場産業の分ですが、下から4行目、「今後も第三セクターを中心に」云々とあって、いわゆる地域資源の生産から加工、流通、販売までを一貫した六次産業、これに今取り組むというのですが、具体的に伺いますが、実は当初乳業を立ち上げるときも、町内の酪農家六十何軒か、70人ぐらいでしたか、発起人に名を連ねて、そのときの大目標が岩泉牛乳で、いわゆる六次産業

化に向けてというのが大命題でスタートしたのを私は鮮明に覚えておりますが、それが今牛乳のパッケージを見れば、岩泉産から県内産に変わっているのです。これで六次産業化と言えるのかどうか、今の実態に即した答弁をお願いします。

○委員長（畠山和英君） 應家参事。

○政策推進課参事（應家義政君） 確かに現在の岩泉ホールディングスの牛乳でございますけれども、以前は岩泉産ということで販売をしてございました。現在は岩手県産ということで販売をさせていただいております。

実は、全て岩泉産は使っておりますが、一時期足りないときがあるし、繁忙期になれば一部足りなくなると。そのときには、苦肉の策としましてほかの市町村の牛乳も一緒に入れることになっています。ですので、表示とすれば岩泉産だけであれば岩泉産をうたいますけれども、1年間の中で1日でも2日でもほかの牛乳が入れば、トレーサビリティ等で、うそではないですけども、様々入ってきますので、その都度その都度パッケージを「岩泉産」「岩手県産」というような形にはなかなかできないものですから、経費の面からもいいまして、ですので、苦肉で「岩手県産」ということで表示をさせていただいているとお聞きをしております。

六次産業でございますけれども、確かに「岩泉」という名前が出れば、それは一番だと思えますけれども、そういった様々な事由があつて「岩手県産」という名前であっても、とにかく岩泉の一次産品を加工して販売をすると、これが六次産業化と認識してございますので、現在の状況が六次産業ではないというような話にはならないものと認識をしております。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 本当にそれで六次産業化と言えるのかなと思って。あるいはいわゆる需要期に原料が足りなくなるというのは、当初からこれだけの需要があれば、当然想定されたわけ。そこで、いわゆる搾乳牧場構想もそこから出てきたのです。やはり規模は小さくてもいいが、何も初めから100頭でなくてもいいのです。30頭クラスでもいいから、しかも大牛内地区にはもう廃業した立派な牛舎がまだ残っているのです。そういうのを有効活用してもらって、やはり原料だけは最低でも地元のものを使って堂々と「岩泉産」、そして岩泉は六次産業化に取り組んでいますというのを、これは町の命題である設立当初の、いわゆる酪農家の人たちの大きな大目標だったのです。これがいつの間にか、当局は今県内産の、その理由もしゃべっているのですが、当初署名した発起人の酪農家の方々に対して何の説明もなかったのです。やはり変わったときには、

安全のためにこういう方法でいきますとか、何か一筆でも知らせてもらえば納得するのですが、何か全然話が違うのではないのというようなことになれば、まさに行政不信です。今からでも遅くないのですが、大変迷惑かけましたと、こういうことでこういう表示をさせていただきましたぐらいは、社長ができなければ町長、やはり会長が指揮を取って、今からでも私はいいと思うのです。やはりそういうふうにしてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○委員長（畠山和英君） 最初に應家参事。

○政策推進課参事（應家義政君） 今ご意見がありましたとおり、確かに株主なり生産者に説明をしていくというのは本当に重要なことですので、その点につきましては、ホールディングスと協議をしながら、適切な対応をしてまいりよう進めてまいりたいと考えております。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） この過疎計画については、前回の全員協議会で、大筋でよくできているという感じをして受け止めております。

そこで、2点ばかりお伺いさせていただきますが、4ページと5ページ、過疎計画ですから、何とか人口減少に若干でも、歯止めがかからないまでも、この5ページにあるようなやや直線のラインを少し緩やかにしたいという願いもあつてご質問いたしますが、何せ4期の過疎計画で1,183億円かけて岩泉町の過疎振興を図ってまいりました。だけれども、このラインだということになりますので、それで特に4ページに書いてあるように、一番人口減少が激しいのは、有芸地区で87.7%ということですから、当時の人口と比較をしたときに、13%しかいなくなっているというふうなことです。大きな村であつたと思われる大川村でさえも85.3%ということなので、ここら辺を改めて、この過疎計画をつくったことを皆さんで、議員も含めてですが、職員の皆さんも共有していただきながら、これ以上大きな傾斜で人口が減らないような形での取組をしていくのだということが必要だと思っておりますが、当然認識していると思っておりますが、その点について担当課長のご意見をいただきます。

○委員長（畠山和英君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この人口減少に関しましては、これまでもいろいろと対策を打ってきておるわけですが、やはりここに来て感じておりますのは、東日本大震災、それから平成28年の台風10号、そして今のコロナ禍、こういったところで急激にまた人口減少が加速しているというふうなところを感じております。ですので、既に計画しているところから

は、もう国勢調査の値でも落ちてきているというようなところがございます。

これまでも様々な対策は打ってきているわけではございますが、ここからはまたさらに、今回もこういった計画も策定しております。これを共有しながらですが、定住移住、こういったところも今回の計画では力を入れていくべきところとしておりまして、例えば地域おこし協力隊で言えば、トータル通算 14 人、今岩泉町のほうにおいでになっているというような現状もございます。今後そういったところとか、あとUターン者というようなところもございますので、そういったところ。あとこれまで岩泉町に住んでおられる方、これについては有芸、安家などをはじめ過疎化が急激に進んでいるところもございますが、定住できるような対策、これは各振興協議会の対策というのもございますので、いろいろ力を入れながらやっていくというようなところかなと思っております。

○委員長（畠山和英君） 8 番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

その点の確認として、7 ページにあるように、過疎対策の実施状況が第 4 期あたりは 81% の実施率になっております。ですので、この実施率を何とか 100% に近いように、ここに掲げてあるような計画に沿った形で実施していくということになれば、町への反映も出てくるのではないかなと思いますので、これは要望にしておきます。

もう一点の質問ですけれども、29 ページに人材育成というのがあります。人材育成の中で産業振興の育成の方とか、インターンシップ、学校教育、地域振興協議会ありますが、私はこれに加えて、掲載は別にしても、やっぱり高齢化が 45、50 になってくると、福祉部門の人材育成というのをそろそろ明記しなければならない時期に来ているかと思っておりますので、これを今回の中には了としながらも、念頭に置いていただきながら、この分についてはどこかに頭の隅に置いておいていただければと思いますが、その点についてお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 貴重なご意見、ありがとうございます。介護部門のところにとちょっと限定してお話しさせていただきますけれども、これまでは介護保険事業計画の中に、その中に明確に定めて対応しておったところがございます。今お話し of 過疎計画にもというところですが、まさにそのとおりの感じるところでもありますので、将来に向けてそういったふうに進められればなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 10番、三田地和彦さん。

○委員（三田地和彦君） うまくしゃべれるか、ちょっと不安なのですがけれども、この議案第10号は、今後の岩泉町にとっては本当に重要なこれは第10号議案だと私は認識していました。ですから、これをまず、この中にはいろいろ第1から第13まであるわけなのですが、これを今、本当は一つ一つを潰して皆さんで討論していったほうが私はいいのかなと考えています。ということは、私が前から言っている、これは1ページの第2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成ということで、そしてあとは我々のこの町は、第一次産業の重要なものですから、産業の振興、こちら辺が本当に一番問題なものではないかなと思っていました。それで、どなたか今朝のNHKのテレビを見た人があるかもしれませんけれども、今問われている少子化、高齢化対策問題ということだったのですが、ある一人の年取った人が、私のほうはこの2つあるのは無理ですよということなのです。ということは、少子化はほとんど見込みがないということです。そして、高齢者のみになりましたという、この大変ショックな言葉を受けたのです。ということで、本当にこの第10号議案は、今日一日かけても本当に討論すべき問題かなと私は認識しております。

それで、この間も8月のあれだったか、9月の初めだったか、住宅を私は頑張ってお願ひしました。というのは、隣というか、県内の町なのですけれども、西和賀町で若者定住化住宅をやったのです。そして、1棟で6戸、長屋方式のあれを計画したのですが、私は長屋方式だとやっぱりこれは大変かなと考えている一人です。これは、やって悪いということではございません。

それで、この過疎計画というものは、この中にもあるわけなのですけれども、62ページのほうになると、(6)の公営住宅ということで、老朽化した住宅の建て替え、改修を進めるというような格好もこれに盛り込まれているわけなのですけれども、やはり何といても、彼女ができて、連れてきたとき、前もこれは私がお願いしたときは、一晩泊まっても、あとは来ない方がいるということなのです。これは、内容はその人の判断で、これは解釈してもらえばいいのですけれども、これも本当に大変な問題です。これからのこの岩泉町を考えていくには、やっぱり子供を産み育てる。育てる住宅はあるのです、岩泉にも。ただ、岩泉のこの町の、ここの岩泉だけなのです。各地区にはないのです。ですから、この中にもありますが、合併したのもここにもあります。岩泉、あとは大川、小川一緒になって、そうして今の町を形成しているということで、各地区の住宅等を考えた対策をやっていかないと、本当にこれはもうどうにもなくなると私は思います。特に第一次産業は厳しいのです。

そして、昔は衣、食、住ということのあれが、皆さんもしやべれば頭に、脳裏にはぱっと出てくると思うのですが、これは本当に住のほうで、今は本当に大変だと思います。食べるものはある程度今は、どういうところに行っても大抵のものは食べるにいいのです、昔我々が生まれた頃は大変だったのですけれども。やっぱり住宅環境を整えて、この間西和賀のあれがあったと。本当は、今度の一般質問にもと思ったのですが、これは粟を食っては駄目だなということで、やはり西和賀に今度また行って、住宅の環境を聞いてこようと思っています。

それから、やっぱり私が前にやった宮城県の七ヶ宿ですか、あそこでやっているのですけれども、ただ過疎対策で、先ほど課長も答弁したのですけれども、国で条件がつくのです、収入条件とか。やっぱり町でやってあげたら、この住宅を20年なら20年、25年なら25年たったら、住宅と土地つきで、その人にあげると、これが私はいいいのかなと思っていました。皆さん、課長さん方も聞いていると思うのですが、いや、10番議員の言っていることはちょっと無理だよと。無理な面はあるのです。前に言ったときも、副町長のほうからは答弁はいただきました。やっぱりこういうように財政が厳しい町は、1,000万円でも2,000万円でもやはり出すということは厳しい。特にこれからは、このあれを見ても、計画を見ても、我々が町議会議員になったときには48億円ぐらいだったのです、金が。それで、やっぱりこれからやっていくにはますます厳しくなりますので。ただし、何かやらないと、やっぱり人口減少とか、いろんなものが立ち後れると思いますので、何とかそこら辺を考えた施策をやっていただきたい。

この第10号議案、本当に細部までのついています。ですから、今委員長さんが、意見はございませんか、ございませんかと、意見がなくなって、ではこれを承認しましょうと。ほとんど14人の議員、議長様は入れないのですけれども、13人の人は反対はしないと思います。ただ、それで本当に熟した議論ができるかできないかということは、議論しても本当にこれはできないと思うのですけれども、課長さん、何とかこの1、2、3ごとにこの委員会で話し合っていたいただきたいと思うのですが、私の考えがどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 委員のほうからのご意見、今の住宅に関しましても、これまでいろいろとご提言をいただいております。私も町民の声として受け取っております。

こういった住宅対策につきましても、この未来づくりプラン、過疎計画、全てにおいてですが、こういったものはやはり力を入れて取り組んでいくというようなことにしております。その中で、

例えば先ほど委員のほうからもあったように、では町の財源で全部それができるのかといえば、これも非常に厳しい。国からいただくお金となれば、いろんないもつきが出たりして、なかなか融通が利かない。

そういった中で、いろいろ私のほうでも考えているのが、民間の力もいろいろ借りられるのではないかなということ。例えば西和賀町については、若者向けの住宅というものがいろいろ報道されていますけれども、私どものほうでもそういった形で、例えば若者向けであったり、地域おこし協力隊であったり、様々な人が住める。あとは、岩泉の中でも地域地域にある例えば空き家であるとか、教員住宅のもう使わなくなったものであるとか、こういったものも、これは今後のいろいろな検討にはなりますが、リフォームみたいな形で再生できるものもあるかと思います。そういったところにも民間の力を借りることもできるかもしれませんし、こういった住宅対策に力を入れながら、今後も定住対策、人口減少対策ということではやっていくと。

あと高齢者についても、これも住宅であれば、例えばバリアフリーであるとか、いろんな需要が町民の方々からあると思います。こういった住むところについては、今後も当然ではありますが、力を入れていきますし、町のほうでもその都度都度、議員の皆様の方へにご提案しながらご協議をして進めていきたいというふうに思っております。

この計画については、これは未来づくりプラン、そういったものに基づいて、過疎計画ですが、5か年の中でこういったのは順次やっていくのですけれども、これはこれで、この後国策の情勢でもいろんなものが出てきております。毎年毎年そういったものは、PDCAもそうですが、見直しながら、あと町民の声も聞きながら、議員の皆様の声も聞きながら、ご協議をしながら進めていくというものでございますので、これらのその都度都度、皆様からご意見をいただきながら、政策のほうは進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（畠山和英君） 10番、三田地和彦さん。

○委員（三田地和彦君） そういうことで、移住定住化は、26ページから30ページに盛り込んであるわけですが、そして最後のほう、その隣には産業の振興ということで農業、林業、そして水産と、こういうふうになっております。そして、幸い私が組合長をやっている須久洞というものが、まずサケの優良漁場ということで今までは本州でも1番の水揚げをしてきました。ただ、最近はもう、それこそ五本指ぐらいまで下がっております。ということで、それでもまずまず1億何ぼ、2億円近くは揚がるわけなのですけれども、経営に関しては本当に厳しい状態で、そして

また何とか津波のときは町さんの協力を得まして、浜の駅愛土館もやって、経営は本当に厳しいのでございます。何とか今のところは、おんぶにだっこでやっておるわけですが、このままでは駄目だということは、これはつくづく実感しております。ということは、やはり何といても、この岩泉町の沿岸部は9キロという小さい地域で、特に私が漁業協同組合に入ったときは380人、組合員が最高401人までいったわけなのですが、それから下がって、今は160人台でございます。ですから、本当にこの少子化とか、それこそ後継者でございますが、教育委員会の皆様は、生徒数から見れば、小本地域の小中学校はある程度人数もいるわけなのですが、漁業従事者の子供というのは本当にゼロに近いのです。ということは、後継者、少子高齢化ということで、先ほども言ったのですが、少子というのはもう本当になくなる寸前なのです。ですから、これを何とか復活させる意味においても、やっぱり住宅と、津波の関係で住宅は新しくなりましたが、それこそ本当にもう大変な時代を迎えているのです。

高水温によって、自然環境の変化でサケも来ない。本当に経営もこのまま続けていっていいのかどうかということで、漁業離れも始まっております。やっぱり何といても、前のあれでも水産というものは、漁業権という権利だけで財産はないのです。農業、林業、畜産なんかも、自分の土地で、そこで経営しているのです。それこそ水産というのは権利だけですから。もう駄目なら、ぱっとやめやすいのです。そういうような環境が本当にもう、今までは、金が取れるうちは、皆さんそれに気がつかなかつたし、我々もそれこそ職員としてやって、そして理事になったりして、ようやくそれが目の前に来て、気がついたときは、もう本当の火の海です。海は燃えないから、これは安心なのですけれども、大変な時代に来ているのです。

ですから、住宅環境とか、いろいろ今は取れるものも変わってきました。それを利用して、何とか水産の発展のためには皆さんの、それこそ前に座っている町長をはじめ職員の皆さんの協力を得て、何とかやっていきたいと思っておりますので、私の言っていることも少しは耳に留めていただいて、あれは一つのことをしゃべるなどと思っても、やっぱりもう自分で決めたら、それを貫きたいというのが私の気持ちなものですから、何とかそこら辺。

ただ、悪いことは悪い、それはもう町としては無理だよということを、それこそ言いつけてもらえば、私もそういうものが分からない人間ではございませんので、そこら辺で一緒に組んで、あとは期待できるのが地域おこし協力隊ですか。あの人たちは、やっぱり意気込んでここに来た以上は、地元に来た以上は、何とかここを発展させていきたいというような気持ちの持ち主が私

は多いと思うのです。ですから、そこら辺をいって、この第10号議案に、それを各事業に盛り込んで、そして町の職員の人たちもそれに本当に協力して、町の発展を考えていただきたいと思うのが私の気持ちでございますので、何とか。

課長さんは、今までの答弁においてもそれなりに立派なはっきりした言葉で言っていたものですから、私も本当は安心はしているのですけれども、ただそのときの安心だけでなく、未来につながる意思をもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今もまた委員のほうからいろんなご提言をいただきました。実際町の置かれている状況でありますとか、町民の皆さん、それぞれの立場立場で生活されて、その中の状況でありますとか、いろいろ教えていただいております。その中で必要な施策というのが当然ありますので、先ほどの住宅もそうですし、産業振興についてもそうです。これについては、今後も委員の皆さんからご意見をいただきながら、それを町民の声として我々も受け止めて、そして我々のほうの施策としても、議員の皆さん方をお願いして、提案をして議論いたさんと。

先ほど委員のほうでもおっしゃいましたが、できないのはできないと言ってくれというお話もありましたが、失礼ながら、そういった厳しい状況というのもお話をしなければならないときもでございます。そういったのも踏まえて、今後も議論しながら、未来に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 私は、90ページです。第13、これに目を通して見たのですが、どうしても気になって、あえて質問させていただきますが、第13は、その他地域の持続的発展に関し必要な事項。何が気になったかといえば、岩泉の行政と一緒に共同してやっているそれぞれの地区の協議会の中に触れているのですが、この方々を「その他」とうたっているのです。この文言は、どうも。その他というのは、何か会議でも招集する場合に、大体主要のテーマの話をして、最後のほうの位置づけとして「その他」というような感覚で私は見たのです。やはりこの「その他」というのは取っ払って、「それぞれの」とか「各地域の」とか、直すべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今委員のおっしゃったお気持ちというのは、私も同様でございますが、この第13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項というのは、このつくり込みの中で、これは県にも諮りながらやっているわけですが、こういった表現にならざるを得ないということでございます、ここはこういった表現で、ちょっとその気持ち的な分というのはございますが、そういった表現になってしまいますので、ここはご了承をお願いしたいと。ただ、我々の気持ちとすれば、これは振興協議会のほうに力を入れるという部分は、これは全く変わりませんので、そこはご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 協議の場所だから、私もしっかり言わせてもらいますが、やはり何となく「その他」となれば、表題にしてもインパクトが非常に弱いし、何となく付け足したような、いわゆる低い位置のような地域振興協議会が、立場として何かちょっとインパクトが少ないというか、何か扱いとしてレベルの低いような「その他」というのは、やっぱり私は不適當なような、文書として。下の文言はいいとしても、やっぱりタイトルですから、「それぞれの」とか「各地域の」とか、私は直すべきだと思うのですが、もう一回再考を、答弁をお願いします。

○委員長（畠山和英君） 政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この区分のところでございますけれども、法律のつくり込みの関係で、どうしても産業の振興であるとか、生活環境の整備でありますとか、こういった文言のところについては、ちょっと修正が利かないようでございますので、この「その他」という部分はございますけれども、ただこの中の地域振興協議会の中身というのは、力を入れるべきものというのは、これは変わりません。未来づくりプランのほうでも、いろいろとそういったつくりとして、力を入れるべきものとしてやっておりますので、この過疎の財源として入れていくには、多分この中でもこういった分野にいろいろな振興協議会のところでは入れてまいりますので、この表現のところについてはご容赦願いたいというところでございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） ちょっと待ってください。

今傍聴の申出がありますので、これを許可します。

12番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 職員というか、三役というか、法解釈に、条例なり詳しい佐々木副町長、いかがですか、今のやり取り聞いていて。副町長からも、特に発言をお願いしたいのですが、委員長、よろしくお取り計らい方お願いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木宏幸君） お答えいたします。

「その他」という文言ですけれども、これは法律用語でございまして、第1から第12以外の事項という意味でございまして、並列でございまして、この「その他」という、一般的な日本語の表現としては何か付け足しというようなイメージにどうしてもなるのですが、そういう意味ではございませんので、特に問題ないかと思ます。

あとこちらのほうの申請に当たって、計画策定に当たりまして、項目立ての文言については要領等で規定されているものと理解しておりますので、この項目立てについては、文言の修正を市町村の判断で行うことは残念ながらできないというふうに理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 1番、千葉さん。

○委員（千葉泰彦君） 59ページの第6、生活環境の整備、(5)、消防防災及び防犯についてですけれども、署員の数ですとか、消防団員数が記載されておりますが、当町においても消防団の数が減っていったりとか、日本国内でもそういった状況で非常に困難な状況があるというふうに聞いていたりもしますが、現状どの程度減っているのかということと、あとそれを補うために自主防災を中心に各機関、団体を含めて取り組んでいくということでおっしゃっていますが、ちょっと消防団のところの現状、あとはその補完する状況というのを具体的に教えていただければと思います。

○委員長（畠山和英君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） 消防団の現状につきましては、委員おっしゃるとおりで、ここ2年、全国でも1年で約1万人ずつ消防団員が減少しているという状況でございます。また、岩手県におきましても、昨年1年間で500人を超える消防団員が減少している。そしてまた、それぞれの市町村で消防団員定数定めてございますけれども、県内の市町村全てで充足率を満たしているところはありません。年々減少しているというところで超高齢化、そして少子化の中ではなかなかこの流れを止めることができないというような状況になってございます。

当町の消防団員定数につきましては617名、今年4月1日現在で504名、充足率は81.69%、岩手県ではおおむね83%か84%ぐらいだったと記憶しておりますけれども、大体似たようなところにあるのかなというところがございます。

また、宮古広域管内におきましては、宮古市に次いでこの充足率というような状況で、十六、七人に1人の方が消防団員として入団して、非常に県内でも入団率としては高い状態で頑張ってくださいという状況でございます。

また、そうした中でどのような工夫をしているのかというところがございますけれども、以前から機能別消防団員として一度消防団を退団された方が再度入団していただいておりますという制度を導入してございます。

また、役場のほうでは職域消防といたしまして、日中役場に勤務する消防団員の方から火災出動をしていただいているというような状況がございます。

また、消防団協力事業所制度を導入いたしまして、消防団員の活動に対して事業所の皆様からご理解とご協力をいただいているというような状況もございます。

また、消防協力会あるいは龍水会等の消防団OBが組織をつくっていただきまして、火災現場等の交通誘導等にも当たっていただいているというような状況もございます。

また、町内で2か所の事業所さんから、小川のミナカワさん、あと猿沢の特殊バネさん、ここに勤務している消防団員の方、自分の消防出動範囲以外であっても、その勤務するところで火災が発生した場合には、そこから出動していただくということの取決めもさせていただいているというふうなところがございます。

しかしながら、今後におきましても、なかなか消防団員の増員というのは難しい状況であろうかと思っておりますけれども、何とか若い世代のほうからの入団をお願いしたいと。と申しますのは、30代、40代、町民の16%前後が入団してござっておりますけれども、20代につきましては6%に満たないというような状況でございますので、何とかこら辺でもうちょっと頑張ってもらえないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 1番、千葉さん。

○委員（千葉泰彦君） ありがとうございます。また、ちょっと個別にお伺いすることもあるかもしれませんが、引き続きよろしく申し上げます。

計画の全体についてなのですけれども、先ほどこれまでも取り組んできた中で人口が減っているというお話があったのですが、効果的だったのかどうかですとか、やっているというふうに書いてあるのですけれども、これから進めていくに当たって、ここの議場というか、この会場にいらっしゃらない世代の方々のニーズをどう反映させていくのか。例えば20代ですとか30代、今消防の話もありましたけれども、そういった今後を担う方々の意向も知った上で進めていくことが重要なと思います。いかがお考えでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） やはり計画を進めていく中では、様々な年代の方のニーズというのは当然ございますし、高齢化が進んでいるので、高齢者の方々の介護の分野であるとか、あと若い人たちの子育てであるとか、そういった分野もございます。やっぱりそういったニーズというのは当然つかんでいかないと、的確なところでの政策ということにはならないと思いますので、これはできるだけ工夫しながら、町民の声としていろんな幅広くそういったのは聞いていきたいというふうに思っております。そういったのを今後も計画の中には生かしていくというつもりでございます。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、コロナ感染予防対策の換気のため、11時25分まで休憩とします。

休憩（午前11時14分）

再開（午前 11 時 25 分）

- 委員長（畠山和英君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。
- ただいまの出席委員は 13 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
- これより審査に入ります。

◎議案第 1 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例について

- 委員長（畠山和英君） 議案第 1 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上会計管理者兼税務出納課長。

- 会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） それでは、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、先ほど政策推進課からも説明がございましたように、本年 3 月末で失効しました過疎地域自立促進特別措置法に代わり制定されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法におきまして、引き続き固定資産税の課税免除と免除に係る国の財政支援が継続されたことから、町の過疎地域持続的発展計画に基づく産業の振興を図るため、当該条例の一部の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表を御覧になっていただきたいと思っております。第 1 条は、国の法律名の改正と、新たに町過疎計画の地域指定区域内における起債事業の設備等の取得等が対象となること、また情報サービス業等が追加され、さらに増築、改築、修繕または模様替えの改修工事を伴う建物附属設備の取得も今回対象に追加された改正内容となっております。

第 2 条に参ります。第 2 条は、全部改正となっておりますけれども、内容的には減免対象設備の取得等の期間を国の過疎地域の区域の公示日から令和 5 年度末までとしております。また、取得価額の下限を基本的に 500 万円まで引き下げ、法人の資本金額等が 5,000 万円を超える場合は新增設のみが対象となり、さらに製造業または旅館業にあつては資本金額等が 5,000 万円を超える場合は 1,000 万円、1 億円を超える場合は 2,000 万円が下限となる改正を行っているものでございます。

なお、第2条の改正におきましては、国の租税特別措置法の一部改正が行われておりまして、町条例の引用条項等も併せて改正してございます。

第3条は、免除期間を課税免除を行った年度から3年度間とすることの規定となっております。

改正文にお戻りください。附則といたしまして、公布の日から施行することとしてございます。

以上でございます。ご審査方よろしく申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） この条例を公布することによって、岩泉町で具体的に該当するとか、そういうふうな案件なり物件なりというのは発生するのかどうかお願いします。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） 工藤総括室長。

○委員長（畠山和英君） 工藤総括室長。

○税務出納課総括室長（工藤健二君） 該当になる設備等についてでございますけれども、こちらにつきましては、来年度からの固定資産税が対象になりますので、今後の設備投資によって該当になるかどうかということになりますので、現時点では把握していないという状況でございます。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正さん。

○委員（三田地泰正君） この条例の中で産業振興促進区域とうたっているのですが、この範囲はどのように理解してよろしいのかお伺いします。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） 工藤総括室長。

○委員長（畠山和英君） 工藤総括室長。

○税務出納課総括室長（工藤健二君） 区域につきましては、先ほどの計画のほうにうたってございまして、先ほど政策推進課のほうで審議いただきました計画にうたっておりまして、町内全域ということで指定されております。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えしてください。

◎議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山和英君） 議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正でございますが、本年8月末をもって民営の小川診療所が閉所となったことから、現在旧小川保育園の部分改修工事を行い開設準備を進めております岩泉町小川診療所の設置について規定するものでございます。

本日設置条例をお認めいただいた後には、タイトなスケジュールではありますが、明日宮古保健所、あさっての15日までには東北厚生局への開設許可申請を行い、何とか来月10月1日の開設となるよう、工事とともに事務を取り進めているところでございます。

なお、当該診療所運営につきましては、済生会岩泉病院さんに緊急要請を行いまして、他地区の診療所同様、運営のお願いをしたところでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種対応でもご協力いただき、さらにはこれからインフルエンザの予防接種もスタートする時期でもあり、現在の医師体制及び他地区での診療体制を勘案し、済生会岩泉病院さんへ最大限可能な範囲での対応の最終調整をお願いしておりましたが、今朝ほど

正式な回答書をいただきまして、10月以降、毎月第1、第3木曜日、こちらは現在毎月第2、第4木曜日に小本診療所を開設しておりますが、それと交互の木曜日になります。10月以降、第1、第3木曜日の開設ということで回答のほうをいただいております。

そして、さらには今後の来院する患者さんの動向や当該病院の診療体制を踏まえまして、必要の都度町と協議し、運営の見直しを行うとの回答をいただきましたことをご報告いたします。

それでは、今回の改正につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。別紙裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第2条の表中、名称、岩泉町小本診療所の後に岩泉町小川診療所。位置、岩泉町小本字南中野239番地1の後に岩泉町門字町66番地1を加えるものでございます。

なお、附則により、この条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して3か月を超えない範囲において規則で定める日から施行するものでございます。

以上で議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例につきまして、説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） そうすれば、済生会の協力をいただきながら、10月1日からということでもございました。それで、元小川保育園の改修ということでお伺いしておりましたが、その中で確認ですけれども、衛生面の関係でトイレです。あそこの場合は、簡易水洗程度だと思ったのですが、浄化槽的に、次の大がかりな複合施設の整備になれば、それはいっぱい整備になるかと思いますが、現時点での改修の程度はどれぐらいなのかをお願いします。

○委員長（畠山和英君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 今回の旧小川保育園の改修につきましては、実情応急的な措置ということもございます。ですので、面積は大体330平米のうち、そのうちの103平米、104平米弱ですが、そちらのほう、事務室のところを診療室に、玄関の共通ホールといいますか、フロアがございまして、そちらを待合に改修してございます。

あと、トイレのほうも付近に2か所ございますので、そちらを男女に分かれてトイレのほうも改修を行いたいと思います。しかし、トイレのほうの改修は、便器が複数ありますが、最低限の

部分での、そのうちの、例えば男性用であれば小用のほうを1つとか、そういった最低限の部分での改修。そちらのほうで、大体400万円弱での改修を今進めているところでございます。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） そこは、簡易浄化槽をつけた水洗化という改修なのか、その点についてお願いします。

○委員長（畠山和英君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 申し訳ございませんでした。トイレのほうは、くみ取式になってございましたので、まずは今のところは現状で上辺の部分だけの改修ということになってございます。先ほど委員からお話がありましており、小川のほうの複合施設の構想自体も以前ございましたので、今後その動きも踏まえながら、もし改修が必要となれば、そっちのほうを併せて直していければと思いますが、今後の動向によって対応していきたいと思っております。

○委員長（畠山和英君） 8番、坂本さん。

○委員（坂本 昇君） ぜひ複合施設も、来年、再来年に着工のめどが立っているということであれば、待っていることもあるかと思いますが、ところが見通しが立たない、片や衛生面でどうしてもくみ取ということになると、別な料金の発生というのにもつながりかねないので、こんな状況なので、それについては今後計画の期間と見ながら検討を加えていただきたいと思いますが、その点についてお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 先ほど最初の答弁でも申し上げましたとおり、今回の場合、応急的な依頼が強いものですから、今後必要な工事につきましては、状況を見ながら新年度予算なり、あるいは今年度補正になるか、来年の新年度予算になるか、そちらのほうを状況によってはお願いしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山昌典さん。

○委員（畠山昌典君） それでは、確認なのですけれども、来月から第1、第3木曜日ということで、これは1日になるのでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 三上課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 今まで済生会さんとも調整をしながら来ておまして、先ほど申し上げましたが、本日正式な文書をいただいたということで、その内容としましては、ほかの

診療所と同様に、やはり午後診療になるようでございます。ほかのところは、木曜日の午後1時半から3時半というところが多いのですけれども、そこに合わせて同じような形になろうかと思っております。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） さらに確認というか、今の説明の中でも、状況を見ながら協議していくということがありました。そうすると、例えば利用者が多かったりとかした場合には、その日にちを増やすとかというのは、現時点、協議の中で決まることだとは思いますが、そういったことも可能なのでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 三上課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 最初は済生会さんのほうでも、院長先生は週に1回、やはり無医地区をつくらないということでお話もございましたが、先ほどの議案説明でもお話ししましたとおり、コロナのワクチンの接種もあったり、今度これからの時期がインフルエンザの予防接種の対応もしていただきます。その中で、ほとんどもう、結局岩泉町の各地域の診療所を済生会さんに、これを全部一任するような形になってございますので、また状況を見て、利用者の方が多いようであれば、済生会さんのほうから、そこは協議を進めていきますが、そうすると今度は県のほうに再度医師のほうの派遣なり応援要請のほうをしていかなければならないので、そこは状況に応じて、町のほうでも対応してまいりたいと思っております。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）

○委員長（畠山和英君） 議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

今回の補正につきましては、まず1つ目が国及び県の補助事業の交付決定等に伴うもの、早期の対応を要する事業につきまして、追加の予算を計上いたしてございます。また、昨年度、国庫負担金等を導入して行いました事業について、実績額の確定に伴います国庫負担金等の精算返還金、この返還金につきまして予算計上をしてございます。

なお、今回の補正予算におきましては、今年度の職員体制、これに基づきまして、全課にわたりまして、全庁にわたりまして人件費の調整を行ってございます。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げますので、13ページを御覧願いたいと存じます。13ページの2款1項3目財政管理費でございます。24節に財政調整基金積立金3億3,500万円を追加してございます。これは、地方財政法の規定に基づきまして、繰越金の2分の1以上の額を財政調整基金に積立てを行うものでございます。

同じく5目財産管理費でございますけれども、16節に土地購入費（台風分）といたしまして、968万7,000円を追加してございます。これは、残土置場として利用をしております中里地内の町有地のうち、土地開発基金の財産として管理している土地の一部がございまして、これが岩手県の施行いたします河川改修事業の用地に計画をされてございますので、当該土地の売払いを行うために土地開発基金から買戻しを行うという予算でございます。

次に、14ページを御覧願います。2款1項10目の諸費でございますが、12節にデマンドタクシー実証実験事業委託料17万8,000円を追加してございます。これは、使いやすく、きめ細やかな公共交通網の構築を目指しまして、住民ニーズ等の把握を行うために安家地域で行います実証実験に係る予算でございます。詳細につきましては、新規事業等概要に基づきまして、後ほど担当課長のほうからご説明を申し上げます。

次に、21 ページを御覧願います。4 款 1 項 1 目の保健衛生総務費、17 節でございますが、小川診療所用備品購入 103 万円を追加してございます。現在開設の準備を進めております小川診療所におきまして、診療等に要する初度備品を購入するための予算でございます。

次に、22 ページでございます。4 款 1 項 7 目健康増進費、12 節に健康管理システムデータ標準化改修委託料 127 万 8,000 円と、健康管理システム副本登録改修委託料 255 万 1,000 円を追加してございます。これは、いずれも国庫補助事業を導入して行う事業でございますが、特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、マイナポータルでの特定健診データ等の閲覧を可能とするために行う事業でございます。

次に、24 ページを御覧願います。5 款 2 項 2 目林業振興費、18 節に森林づくり事業補助金 671 万 7,000 円を増額計上してございます。複数の所有者の土地を経由して作業路を開設する場合でございますが、今年度から制度を拡充して実施をしている補助制度でございますが、今後着手を予定しております 5 地区 7 路線に係る予算につきまして、増額をさせていただくものでございます。

同じく 18 節でございますが、広葉樹原木貯留土場拡張事業補助金 315 万円、そして木材チップヤード改修事業補助金 450 万円を増額計上してございます。これらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生じております製紙需要の低迷から、木材チップ製造事業者を支援する補助制度でございます。

次に、26 ページをお開き願います。6 款 1 項 1 目商工総務費、14 節に観光案内標識設置工事 1,347 万 5,000 円を追加してございます。三陸沿岸道路の岩泉龍泉洞インターチェンジ出入口付近でございますが、龍泉洞、道の駅、そして愛土館の案内看板の設置を計画いたしまして、また国道 45 号から愛土館に至るまでの案内看板について設置を計画するものでございます。

次に、33 ページを御覧願いたいのですが、10 款 1 項 1 目、その他公共施設災害復旧費、14 節に地域情報通信基盤用伝送路災害復旧移架工事、台風分といたしまして、4,398 万円を増額計上してございますけれども、これは岩手県が行っております河川改修事業、あるいは国道かさ上げ事業に伴います電力柱等の移設によりまして、本町の伝送路の移架工事に係る予算でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明いたしますので、7 ページをお開き願います。10 款 1 項 1 目地方交付税、1 節普通交付税で 4 億 6,139 万 7,000 円を増額計上してございます。今年度の普通交付税の交付額が確定いたしましたので、補正をお願いするものでございます。

同じページの下段、14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 765 万円の増額計上でございます。これは、歳出予算に計上をしております木材チップ製造事業者への補助制度への充当を見込むという予算でございます。

次に、9 ページを御覧願います。9 ページの上段でございますが、18 款 2 項 7 目震災復興基金繰入金では、1,347 万 5,000 円を増額計上しておりますが、これは先ほどの観光案内看板設置事業への充用を予定するものでございます。

同じく 9 目森林環境譲与税基金繰入金では、671 万 7,000 円を増額計上しておりますが、森林づくり事業補助金へ充当を予定するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

最後に、4 ページを御覧願います。4 ページは、第 2 表の地方債補正でございます。災害復旧事業債及び臨時財政対策債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を 11 億 6,040 万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩（午前 11 時 53 分）

再開（午後 1 時 30 分）

○委員長（畠山和英君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は 13 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。議案第 3 号から質疑に入ります。

11 ページをお開きください。これから質疑を行います。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3目財政管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 5目財産管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に進みます。7目支所費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 10目の諸費に入る前に、ここで新規事業概要の説明を求めます。

佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） それでは、新規事業概要についてご説明させていただきます。

令和3年度補正予算新規事業等概要の1ページとなります。事業名がデマンドタクシー実証実験事業となります。事業実施主体は岩泉町でございます。

目的でございますが、使いやすくきめ細やかな公共交通網を構築し、地域の実情に合わせた交通手段の見直しを図っていく必要があることから、安家地区において利用者のニーズなどの現状把握を行うため、デマンドタクシーの実証実験を実施するものでございます。

事業の内容でございますが、(1)、運行区域については、安家地区全域といたします。経路ですが、各ご自宅から目的地、安家地区内限定として実施をいたします。運行車両は普通自動車、タクシーでございます。期間が令和3年10月1日から14日までの2週間とさせていただきますと思っております。時間が午前6時から午後7時まで。受付は電話の予約制となります。運賃は、お1人1乗車350円となります。

事業費ですが、実証実験事業委託料といたしまして、17万8,000円。

委託予定事業者は、小川タクシー株式会社となります。

その他ですが、今回の実証実験につきましては、地域住民に対しまして、びーちゃんねつとやチラシ等を活用して周知を徹底しながら行います。実験に当たっては、前と後にアンケート等を実施いたしまして、皆様のニーズ等の現状把握を行ってまいりたいと考えております。

事業費 17 万 8,000 円は、一般財源となります。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 説明が終わりました。

10 目諸費に入ります。質疑はありませんか。

11 番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） デマンドタクシー、いよいよこれからだと思いますけれども、実証実験と
いうことですので、これからだと思いますけれども、中身をもっと説明を詳しく聞きたいのです
が。というのは、2 週間なようですが、午前の 6 時から 7 時までと、早朝なようですが、これは
今運行しているバスと重複するものか、あるいは停留所に合わせての時間なのか。何か時間的に
早いような気がするのだが。それと、電話予約となっているのですが、これはいつまでに予約を
するのか、その辺について詳しく説明をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 山崎主査。

○委員長（畠山和英君） 山崎主査お願いします。

○政策推進課主査（県駐在職員）（山崎伸二君） それでは、お答えします。

基本的には前日の夕方ぐらいまでに予約をいただいて、運行時間、午前 6 時から午後 7 時まで
でございますけれども、この時間設定につきましては、安家洞線が 7 時から出発しますので、そ
れに間に合うような形、例えば一番最奥の大坂本とかから 6 時に出発して、7 時には安家洞線に
間に合うようなというような、その安家洞線の前後 1 時間というのを見まして 6 時から午後 7 時
までとさせていただいております。

既存の町民バスを今回に関しては実証実験ということで、どうしても法律上、今の町民バスを
止めてデマンドタクシーの運行をするということはちょっとできないものですから、同時並行で
実証実験ということで、町民バスを動かしながら、このデマンドの運行もするというような形を
取らせていただいております。なので、どちらかというデマンドタクシーの使い勝手を見ても
らうというのがメインになっております。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 11 番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） そうすると、7 時までに安家支所まで着くような感じだと思うのですが、
今停留所、地区にも回っていますね、折壁とか坂本、年々とか。その停留所以外に来てくれと言

ったときは、そういう、様々いっぱいあるのですが、そっちのほう、庭先まで行くのですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 山崎主査。

○委員長（畠山和英君） 山崎主査。

○政策推進課主査（県駐在職員）（山崎伸二君） ご自宅までお迎えに上がって、行きたいところまでですので、バス停までという場合であればバス停ですし、支所までと言えば支所ですし、郵便局と言えば郵便局までという形で、片道という形になりますけれども、そういう形で予約制のタクシー、相乗りタクシーという形を取らせていただいております。

○委員長（畠山和英君） 11番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） 実証実験なようですので、これからだと思うのですが、住民アンケートというのは、やっぱり利用している方々からアンケート、あるいは一般の人からもアンケートを取ることですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 山崎主査。

○委員長（畠山和英君） 山崎主査。

○政策推進課主査（県駐在職員）（山崎伸二君） 事前アンケートに関しては、支所等に寄られた方に、実はもう7月ぐらいからアンケートは安家支所のほうで取らせていただいております。事後といたしますか、利用者の方にお配りしてアンケートに答えてもらうというのも今準備しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 11番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） これは、住民の足を確保する高齢者の方々には、ぜひ安心していただけるようにお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、町民バスですが、安家洞線、9月15日から安念に3便のうち1便入る予定になっていますが、これもデマンドですか。それとも、定期的に今安家洞線が走っています。

それは、定期的に乗っても乗らなくても安念には入っていくのですか、どうですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（畠山和英君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上 薫君） お答えいたします。

ただいまの安念への停留は、前日までに電話で予約をいただきまして、そのときだけ入ってい

く方式でございます。

○委員長（畠山和英君） 11 番。

○委員（合砂丈司君） この間もバスが近くまで来てくれて喜んでいましたが、実はあそこは前にも言ったとおり、ほとんど1軒か2軒ですけれども、山のほうへ行くというので、今熊がほとんどというか、毎日のように牧草地に出ています。だから、結構喜んでいましたので、ぜひこれも住民のために頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 2 番、佐藤さん。

○委員（佐藤安美君） 今のデマンドタクシーについて、関連でございますが、これはおおかわむら地域振興協議会でコミタクという名称で既に始まっている事業でございます。今度安家で実証実験を行うということですが、先ほどの説明のとおり、大川でも大川地区内までということにして、将来的にはやはりこれからますますお年寄りの足の確保というのは大事になってくることから、この先は町内、町内といたしても、この岩泉町の中心までとか、そういった方向に、いろいろ今の段階であれば難しいと思いますけれども、そういうふうには持っていかざるを得なければ、ますます大変になるかと思えます。

大川の場合でありますと、釜津田から大川地内ですので、浅内の落合までなのです。そこまでも、盛岡に行く方はそこからバスで行くとか、非常に助かっているのですけれども、落合まで来て、岩泉の例えば病院まで来られないとか、そういう現状でございますので、こういったことをこれから先、将来的にいろいろ考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今委員からご指摘のありました件につきましては、我々もこれからそういったところを考えていかなければならないなと思っております。一般質問でもございましたが、高齢者の足の確保という部分がございます。今回安家地区で実証実験という形でやらせていただくのですが、既存のタクシー会社さんが入っているところでもありますので、そういった中でやってみると。大川のほうは、振興協議会が独自でいろいろ動いていただいている地区になっています。そういった地区ごとの状況だったり、様々なケースがありますので、その中で皆さんが一番便利な形で、高齢者の方も使えるとか、岩泉町に来るまで何とか足が確保できるとか、

様々なケースがありますので、それも含め今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志さん。

○委員（三田地久志君） この2週間の期間がマツタケの時期と重なって、利用者が病院にも行かないで、もしかしたら利用率が上がらないのではないかという気もします。2週間という時期が人口700人の中で長い、短いがありますけれども、もっと延ばしてほしいのですが、あえてお願いをするとすると、別な時期にもあと1回ぐらいやってみて、本当のところを探していくべきではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今委員のほうからご指摘のありましたマツタケの時期という、確かに安家地区も皆様マツタケを取られる方も多いと。我々とすれば、事前の周知をいろいろ図りながら、できるだけ皆さんに使っていただきたいという趣旨でやって、それで、ではどうだったのかというところを一回検討したいというところがありましたので、ここは実際小川タクシーさんをお願いする予定にしていたので、ちょっと協議もしてみますが、マツタケが今年取れるかどうか今後あれなのですけれども、いろいろと検討してみたいと思います。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志さん。

○委員（三田地久志君） マツタケが取れるか取れないかという話よりも、シーズンのことでの利用具合も、当然畑の時期はなかなか行かないかもしれない、病院の利用率がいかないかもしれない。そういったことを考えたら、やはりシーズンのなものもあるので、2回ぐらいは最低でも、違う時期にもう一回やるべきではないのかなと。その中で、初めて利用が本当にいいのかどうかということが実際に出てくると思うので、もう一回考えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つには、この時期の、この2週間の分については、現実的にはいろんな運送法とかそういったような関係で手続等がございますので、まずこれはちょっとやってみたいなと思っております。

それで、もう一回の実験については、ちょっとこれも事業者さんのほうといろいろとご協議しながらやってみるかなと。検討してみたいと思います。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地さん。

○委員（三田地久志君） できたら冬の寒いところで、雪があるようなところがどうなのかということも考えてやってみたらいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 11番、合砂さん。

○委員（合砂丈司君） さっきちょっと聞き逃したり、また今の関連ですけれども。2週間ということのようですが、間もなくもう寒くなって冬が来るのですが、やはり2週間では、実証実験と言わないで、もう続けるということで何とか。どっちみちやっぱり利用したい人があると思いますので、ぜひそこをお願いしたいのですが、もう一回、課長、答弁お願いします。続けるという、2週間と言わず。

○委員長（畠山和英君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この2週間については、ちょっと準備を進めている分もございまして、これはぜひやらせていただきたいなど。そのまま延ばすか、次にもう一回やるかとか、この辺についてはやはり事業者さんのほうの、いろんな今の通常運行している分がございまして、あとは陸運の関係とか手続とか様々ありますので、ちょっとそこは事業者さんと協議をさせていただきたいと思います。それを踏まえて、どこまで、例えば今年度のうちにできるか、次年度に向けて動けるか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長（畠山和英君） ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） それでは、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 引き続き、それでは質疑を行います。

2項徴税費、1目税務総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） では、次に移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 6項監査委員費、1目監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に移ります。

〔「席替えをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 席替えをお願いします。

1目社会福祉総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3目老人福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 4目国民年金費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2目児童措置費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3目児童福祉施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 4款に移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。

5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） 先ほども数点、小川診療所で質問がありましたが、ここでこの103万円の内容をお伺いします。

○保健福祉課長（三上義重君） 八重樫健康推進室長。

○委員長（畠山和英君） 八重樫室長。

○健康推進室長（八重樫昌治君） お答えいたします。

小川診療所の新設に備えて、必要となる計測器具ですとか、あるいはAED等の応急処置、こちらのための備品の購入費でございます。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） 月に木曜日、第1、第3ということで受診料が発生すると思うのですが、この済生会への委託料は発生するのかどうかお伺いします。

○保健福祉課長（三上義重君） 八重樫室長。

○委員長（畠山和英君） 八重樫健康推進室長。

○健康推進室長（八重樫昌治君） お答えいたします。

町立診療所で済生会に運営を委託している分につきましては、全て無償での委託ということで、電気代ですとか水道ですとか、あとNHK放送受信料ですとか、そういったものが発生した場合は済生会岩泉病院の負担ということになってございます。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） 年を通しての補助を出されている、それから捻出されるということだと思いますが、先ほどの質疑応答で今後患者数等が多ければ見直しもされると。その場合も委託料等は発生しないでの交渉となるのでしょうか。そこをお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 先ほど室長のほうから経営のほうは無償委託をしているということで説明いたしましたが、実際先ほどの議案第2号のほうの条例で解説のほうをしてございます。その中で、その下にあります町の診療所の管理規則第2条のほうにございまして、そちらのほうで無償委託を入れてございますので、その施設でありますので、例えばこれで経営形態が変わったとしても、ちょっと済生会さんには負担をおかけしますが、費用のほう等は発生しないようになってございます。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、予防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、4目健康づくり推進費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 5目保健師設置費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 6目環境衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、7目健康増進費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） では、席替えですか。

5款に入ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 8目中山間地域等直接支払推進事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項に入る前に、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） それでは、2項に入ります。2項林業費、1目林業総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2目林業振興費。

6番、三田地久志さん。

○委員（三田地久志君） 12節の委託料のところなのですけれども、大牛内地区は去年というか、春までにナラ枯れの対策をしたと。今年については、どうでしょう、その広がり等々は去年やったところの周辺は。直近のすぐ周りでいいのですけれども、検証には行ったりしていましたでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長。

○委員長（畠山和英君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

ナラ枯れの被害の拡大状況についてなのですけれども、確実に広がっている状況で、想定を超えて広がっているような印象を受けております。やはり昨年度、この春もですけれども、被害があった箇所、そこを中心に被害が広がっているというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志さん。

○委員（三田地久志君） 確かに小本地区に行くと、あちこち茶色い山になってきていて、処理をしたけれども、はてなど。どこから飛んでくるのだろうと。ちゃんと死んでいるのですよね、いや、処理したやつの中に虫は死んでいるというふうに聞いていたので、そうするとやはり岩泉町だけではなくて、周辺の市町村にももっともっと声をかけて一緒にやりましょうというアクションをすぐにも起こすべきではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 先ほどのナラ枯れの拡大状況については、室長のほうからお話があったとおりです。岩泉町は、ここ二、三年間、ナラ枯れ被害木の駆除のほうは積極的にやってきました。委員ご指摘の周辺の市町村におかれましては、被害木の駆除につきましては、どうしてもできない部分があったりとか、いろんな市町村の事情があってできないこともあるということです。岩泉にあっては、多少の被害の拡大はありますが、比較的抑えられている状況かなと思います。こういった事例を広域の市町村連携会議もごございますので、その中で情報提供しながら、相互連携した取組ができないか、あるいはそれを受けて県なり国の方に要望していくことができないか、そういうような関係につきまして、今後いろいろと考えていきたいなというふうに思っています。

○委員長（畠山和英君） 6番、三田地久志さん。

○委員（三田地久志君） 過日の県要望のときにも町からも出て、私も一言ナラ枯れについてはお願いはしました。県でも対策を何とかしてくれと。県といっても、国にもこれはお願いしていかねばいけないうことだと思うので、全体で市町村連携して、県あるいは国に対してのナラ枯れ被害対策についてもこれから研究しながら、意見書なりなんなり出すなり、あるいは予算化してもらおうような仕組みというのをこれからやっていかないと、それこそ熊被害がますます、今でも熊が、餌がなくてうろうろ、うろうろあちこち出ています。そうすると、ドングリがまたなくなると、もっともっと大変になる。代替りの餌が出てきているために、多分熊も増えてきていると思うので、ナラ枯れをできるだけ防ぐ、撲滅するというような形を岩泉が先頭に立ってやっていくべきだろうと思うのです。そのためにもぜひ皆さんに声をかけて、課長、みんなに声をかけながらやってほしいと思うのですが、どうでしょう。

○委員長（畠山和英君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 先ほど申し上げた市町村連携会議におきまして、当町の考え方

を説明しながら、町が先頭に立てるような形で進めていきたいなというふうに思います。しかしながら、各市町村の状況もごございますので、こちらにつきましても、広域の中でどんなことができるかというのを真剣になって考えて取り組んでいきたいなと思います。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山昌典さん。

○委員（畠山昌典君） 18節の広葉樹原木貯留土場拡張事業、そして木材チップヤードの改修事業補助金、これはどこを対象にしたものでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木忠明総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 今回の補正をお願いしているところは、トーア木材株式会社の原木土場の拡大とチップヤードの拡張事業の部分でございます。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） そうすると、コロナ関連の支援だという説明がありましたけれども、どういった概要の状況かをお願いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 6月にも同じ事業で新北菱林産の支援のほうをお願いしたところですが、同じく製紙業界のほうの状況がコロナの影響を受けまして、紙媒体の需要の減少による製紙業界の赤字というか、そういった需要減によりまして、チップ生産の減少が新北菱林産のほうも続いていますし、今回はトーア木材でも続いているということで、同じスキームで、今回トーア木材のほうで新たにバイオ発電燃料のほうにチップの製造を振り替えて、そちらのほうで新たな生産のほうをやっていきたいということで今回補正予算をお願いしているところでございます。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山さん。

○委員（畠山昌典君） 前回新北菱林産に同じような補助を出したということで、あのときの説明であれば、あそこのチップが止まってしまうと、町内の木を切る人だったりとか、あるいは運ぶ人、そういった皆さんが大変になるということで、緊急的にやはり補助をしなければいけないという説明だったと記憶しているのですけれども、今回も同じような状況にトーア木材も陥っているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） まさにそのとおりでございまして、新北菱林産の場合で

すと、コロナ関係の影響をもろに今回受けておりました。新北菱林産のほうは、印画紙、塗工紙と呼ばれる紙の生産を主に扱っていきまして、人流が制限される中で、そういった紙の需要が急激に落ち込んで、もう待たなしの生産抑制というか、そういうのがかけられたところでございます。

今回のトア木材におきましても、コロナの影響は受けておりましたけれども、生活用の紙のチップ、そちらのほうの生産をしておいたために、緩やかな形で減少のほうは続いていたように伺っております。今回は、そちらの製紙業界がまさに本当に打撃を受けて、どこも赤字というところが続出している状況でございますし、あと皆さん製紙業界のほうでは、今塗工紙から生活用の紙のほうにシフトをし始めている状況で、全く先の見えない状況になっていますし、そういった生活用資材に業界のほうでシフトしているがために、今度はそちらのほうの生活用資材のほうの需要のほうで飽和状態になりつつあるという話も聞いてございます。そういったところで、今現在需要がやはりあって、チップのほうの出荷が幾らでも出せるというバイオマス燃料が一つの手段ということになってございますので、今回そのような手段について支援をしたところでございます。

素材生産者の皆さんは、新北菱林産に出している方たちも、あとトア木材に出している方たちも、大体ほぼ同じような人たちでして、やはり今回支援することにおいて、そういう幅広い生産者の皆さんの原木買い付けが可能になるというところと、あとは出荷についても町内の運送業者だったりそういった方たちに、チップ工場が確実に動いていることによって波及的な効果が出るものと考えまして、今回の支援をお願いしているところでございます。

○委員長（畠山和英君） 3番、畠山昌典さん。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。そうすると、この考え方として、コロナ禍で今長引いています。その影響を受けているのは、何もその2社だけではないと思うのですけれども、ほかの業者さんとかでも大変になってきたと。形態を変えるというか、違うところに活路を見いだそうとしている会社があったとすれば、そこにもしっかりとそういった補助というか、力添えをするようなお考えはあるのでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 今回チップ工場の支援をこちらのほうで考えているのは、そういった原木の買取り、そしてチップにしての出荷。林業に関わる業界の皆さん全体が関わっ

ているのがチップ工場さんでありまして、今回そこに支援をすることで、ほかの素材生産者の皆さんに安定的に原木を買い取ってもらえる、そしてチップを出荷することで輸送の業者さんのほうが通常の運行ができるということで、こちらの支援を考えたところでございます。

ほかの事業者の皆さんが新たな事業展開で活路を見いだすという考えがあった場合はどうするかということでございますけれども、私たちのほうでは、事業を展開する上で、ほかの製材業者さんとか、いろんな業者さんにもお話を聞いてみましたけれども、今の時点でコロナの影響は特になくて、今のところそちらの事業展開とかいろんなことを展開する見込みはないということでございましたし、各社それぞれの事業課題はあると思います。そういった課題については、各社の皆さんの課題に即した形で私たちも寄り添いながら、お話を聞きながら、コロナとは関係ない新たな事業の展開のほうを考えさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、3項水産業費、3目漁港建設事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 6款に入ります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、ありませんか。

6番、三田地久志さん。

○委員（三田地久志君） 26ページの工事請負費で観光案内標識設置工事、これは三陸道全線開通するのが今年中というふうな情報もあるのですが、それまでには設置ができるものなのでしょうか。

○委員長（畠山和英君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この看板のご質問でございますけれども、看板については本線上への道の駅の看板設置ということで、第1弾設置されましたということでご報告したところでございます。今回の部分は第2弾ということで、三陸沿岸道路を下りてから、宮古方面から下りるところ、あと田野畑方面から下りるところ、2か所あるわけですがけれども、そちらのほうに道の駅、龍泉洞、愛土館、それぞれの案内看板を設置しようとしておりまして、現在2か所設置するうちの1か所については小本の消防屯所の辺りでめどが立ちました。先週になりますけれども、あとは宮古方面から下りて正面に見える国もしくは県の管理地があるのですが、そのうち第

1 候補を県の管理地ということで、こちらのほうで土木センターのほうに相談をしたのですが、現地確認の結果、ちょっとそこはうまくないというふうなことが分かりまして、来週になりますけれども、もう一度三陸国道事務所のほうにこれまでの経緯等を説明して、設置について再度お願いをしたいと思っております。

目標といたしましては、年内ということを目標に頑張っていきたいというふうに考えております。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3 目地場産業振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 4 目観光施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 7 款に入ります。7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 5 項住宅費、1 目住宅管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） それでは、8 款消防費に移ります。8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費。

12 番、三田地さん。

○委員（三田地泰正君） 消防署にお伺いしますが、消防署には消防法に基づく消防署の立入検査というのがあるかと思うのですが、今日のコロナ禍の現状の中で、対象件数の実施率はどのようになっているのかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 和山課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

立入検査の実施状況ということでございます。先般 9 月 2 日の岩手日報のほうに、新宿歌舞伎町火災から 20 年が経過し、44 人の死亡があったが、総務省消防庁では立入検査の権限を強化したにもかかわらず、令和元年度、実施率は 19% 台、年々低下しているというような報道がございました。

当町の立入検査の実施状況でございますけれども、立入検査、150 平米以上の建物が該当となっております。237 件の対象がございます。また、これとは別にガソリンスタンド等の危険物施設 76 件、合わせて 403 件の査察対象物と申しますけれども、ございます。この中で昨年度の実施率でございますけれども、コロナ禍がございまして、昨年の初期の報道では、症状のない若者から高齢者等に感染させているというような報道もございましたことから、立入検査、若干控えるような部分もございまして、最終的な実施率は 36.7%でございますが、ここの 3 年間の合計を取りますと、実施件数は平均 219 件で、実施率にいたしますと 54.11%となっております。実施率が低下しているという報道の中には、その要因は人員不足だというふうな報道となっております。当消防本部におきましても、条例定数につきましては 253 人でございますが、実員数は 204 人、充足率は 80%となっております。県外の平均充足率は 96%程度と理解してございます。

こうした中で、当消防本部の立入検査におきましては、専従の予防査察員を配置することは困難でありますことから、警防要員あるいは救急隊員等を兼任で立入検査を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（畠山和英君） 12 番、三田地泰正さん。

○委員（三田地泰正君） 本当に大変な中でご苦労さんですが、私が懸念するのは、いわゆる対象物件のまず未検査の部分について、何かこれからの生活に対して影響なり支障がなければいいかなというふうに懸念しているわけですが、この対象物件のまだ未検査の方々に対しては、今後どのように対応されるのかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

実施率の平均を取りますと 50%台となっておりますので、それぞれ 2 年に 1 回ぐらいは回る事ができているというふうに考えてございます。ただ、このコロナ禍の中でなかなか老人福祉施設等への立入検査等は困難な状況がございますことから、こちらにおきましては、消防訓練等を積極的に取り組んでいただいているところでございます。

またその一方で、宿泊施設等で災害が発生いたしますと、人的な被害の拡大のおそれがございます。今は宿泊助成等は行われていないかと思っておりますけれども、今年 5 月頃の連休中には

いわて旅応援プロジェクト等もございましたことから、宿泊施設への立入検査、あと危険物施設、特にガソリンスタンドと、こちらのほうで何らかの災害が発生いたしますと大規模化するということから、ここら辺のところを重点的に今査察等をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（畠山和英君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） それでは、教育費に入ります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

12番、三田地泰正さん。

○委員（三田地泰正君） ご案内のように、町内の小中学校でも既に1人1台の端末が整備されてスタートしていると思うのですが、そういう中で下地はそうだというふうに思っているわけですが、当初懸念されていたのは、このいわゆるデジタル化によって学習教材を先生方がいかに習得して生徒に教えられるかというのが大きな課題のように把握しておったのですが、現状はどのようになっているのかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

1人1台のタブレット、それからWi-Fiの通信環境につきましては、整備が整っております。各学校でそれぞれ工夫しながら取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、まずは先生たちに集まっておいて研修も実施しておりますし、あとはこれから子供たちの持ち帰りの学習等も予定しておりますので、それに向けたセキュリティポリシーの作成等もしております。もう少しで持ち帰りの学習等にも入れる状況にあるかなと思っております。

また、教材につきましては、中野室長のほうからお答えいたします。

○委員長（畠山和英君） 中野教育指導室長。

○教育指導室長（中野慎也君） お答えいたします。

生徒向けの教材につきましては、既に全児童生徒向けに学習ドリル教材というものを活用しております。1人1台のIDパスワードを付与の上、自宅にあるタブレットやパソコンなどでの

学習ができるようには整備してございます。ただ、ギガ端末で整備したパソコンの持ち帰りにつきましては、今お話があったとおり、今後セキュリティーポリシー等のさらなる整備を行いまして、持ち帰りを行った上で、その教材を使っていただくということで環境が整うものと考えております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 12番、三田地泰正さん。

○委員（三田地泰正君） その中で、学校と家庭の学習するためのいわゆる通信環境のない家庭の中にはあるかと思うわけですが、この方々の人数というか、パーセントというか、どのぐらいの方々が通信環境ができない状況なのか。あるいはまた、これに対して学校としてどのような対応なり対策を取っているのかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

各家庭、ご自分のところに通信環境がそろっているところにつきましては、それを活用していただくということにしておりますが、教育委員会の調査によりますと、大体30世帯ぐらいが環境が整っていないという状況でございます。その家庭につきましては、小型のWi-Fiルーターというものを町のほうで貸出しをいたしまして、それを活用していただいて通信していただくということでございます。

以上です。

○委員長（畠山和英君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2目事務局費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項小学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3項中学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 4項社会教育費、1目社会教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3目芸術文化費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、10款に移ります。10款災害復旧費、1項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 11款公債費、1項公債費、1目元金に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。7ページをお開きください。

ここで、コロナ感染予防対策の換気のため2時40分まで休憩します。

休憩（午後 2時26分）

再開（午後 2時40分）

○委員長（畠山和英君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。一般会計補正予算（第5号）の歳入の審査に入ります。

7ページをお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 14款国庫支出金、1項国庫負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項国庫補助金。

5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） ここでコロナの臨時交付金、様々使用されておりますが、今後執行残含め幾ら見込めるのかお伺いいたします。

○委員長（畠山和英君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） このただいまの9月補正をお認めいただけますと、端的にあと3,000万円ぐらいというふうにお見込みをいただければいいかなと思っております。

○委員長（畠山和英君） 5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） あと3,000万円ということで、このコロナ禍、様々な業種が大変な思いをしておりますけれども、やはり飲食、宿泊業は本当大変な思いをされております。幸い本町では、まだ閉業等はないとは思いますが、この残りを宿泊、飲食等に充てるお考えはないのかお伺いします。

○委員長（畠山和英君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 支援金の使途と申しますか、目的も経済対策事業者支援というところでございます。今ご案内のとおり、県の緊急事態等々で県の事業も止まっている状況でございます。いずれ私どもも引き続き町内の経済対策事業者支援事業につきましては、当然意を用いておるところでございますので、いずれこの感染の状況、そして県のまた追加対策、これからまた県議会も始まりますので、その辺の施策の展開の状況を見ながら、私どもも迅速に予算編成をしていくということで考えております。

○委員長（畠山和英君） 5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） 多分担当課のほうでも手をこまねいているのではなく考えているとは思いますが、我々が想像している以上に大変な思いをされているようですので、早急に取り組んでいただきたいと思っております。これは要望でございます。

○委員長（畠山和英君） ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 15款県支出金、1項県負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 18款繰入金、1項特別会計繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 19款繰越金、1項繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 20款諸収入、3項貸付金元利収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 20 款諸収入、4 項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 21 款町債、1 項町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで歳入の審査を終わります。

次に、第 2 表、地方債補正に入ります。4 ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで第 2 表、地方債補正の審査を終わります。

これで議案第 3 号の質疑を終わります。

これから議案第 3 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 4 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長（畠山和英君） 議案第 4 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第 4 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定では一般被保険者保険税に係る過誤納還付金について、今年度の所要見込額に基づき増額の補正を行ってございます。また、診療施設勘定におきま

しては、医療機関等の窓口において、オンラインでの資格確認を行う制度が始まりますことから、この制度に対応するために必要な予算を計上したところでございます。

それでは、4ページをお開き願います。事業勘定の歳出でございます。8款1項1目一般被保険者保険税還付金、22節に一般被保険者過誤納還付金100万円を増額計上でございます。

次に、歳入でございますが、3ページを御覧願います。7款1項1目繰越金で100万円を計上し、財源の調整を行ってございます。

次に、診療施設勘定の8ページを御覧願います。1款1項1目一般管理費、12節にオンライン資格確認システム導入委託料55万6,000円を追加してございます。これは、巡回歯科診療の窓口におきまして、マイナンバーカードのICチップ等でオンライン化による資格確認を可能とするためのシステムを導入しようとするものでございます。

次に、歳入ですが、7ページを御覧願います。4款1項1目繰越金では、24万1,000円を増額補正を行います。5款2項1目雑入でございますが、オンライン資格確認等関係補助金42万9,000円を追加計上するものでございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳入歳出一括、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に事業勘定を歳入歳出一括、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳入歳出一括での質疑を行います。3ページ、4ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。歳入歳出を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入歳出一括での質疑を行います。7ページ、8ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（畠山和英君） 続いて、次に議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、昨年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績額の確定に伴いまして、国県負担金の精算返還に対応する補正を行いました。また、人件費につきまして、今年度の職員体制に基づき、所要の調整を行ってございます。

初めに、歳出からでございます。7ページを御覧願います。3款2項1目一般介護予防事業費では、人件費につきまして総額896万円の減額補正を行ってございます。これは、職員1名の配置を予定しておりましたが、会計年度任用職員での対応になりましたことにより、1名分の人件費を皆減するものでございます。

次に、8ページを御覧願います。8ページの下段、5款1項3目介護給付費負担金等返還金、22節で国庫支出金等精算返還金4,018万2,000円を増額計上してございます。これは、昨年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績額の確定に伴い、国、岩手県及び支払基金に対しまして、超過交付額の精算返還を行うものでございます。

以上で歳出は終わりでございます。

次に、歳入でございますが、4ページを御覧願います。上から順に2款2項国庫補助金では、総額で1,727万4,000円の減額、3款1項支払基金交付金は総額240万8,000円の減額、4款2項県補助金は総額111万6,000円の減額補正を行いまして、財源の調整を行ってございます。

次に、5ページをお開き願います。7款1項1目繰越金では、5,336万円の増額補正を行ってございます。

以上でございます。ご審査をお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、歳入は款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

6ページをお開きください。これから質疑を行います。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項一般介護予防事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3項包括的支援事業・特定事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項繰出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。4ページをお開きください。2款国庫支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3款支払基金交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 4款県支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 6款繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 7款繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで歳入を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（畠山和英君） 議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、龍泉洞町営 60 周年に係ります記念広告、これに係る補正を行いましたほか、人件費につきましても今年度の職員体制に基づき所要の調整を行っているものがございます。

初めに、歳出からご説明をいたしますので、5 ページを御覧願います。1 款 1 項 1 目一般管理費、11 節で広告料 148 万 5,000 円を増額計上してございます。龍泉洞町営 60 周年記念広告といたしまして、岩手日報朝刊への掲載を予定するものでございます。掲載時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染対策事業等々を考慮いたしまして、慎重に判断をしておりますのでございます。同じく 18 節負担金補助及び交付金でございます。南部牛追唄全国大会実行委員会負担金 420 万円を皆減してございます。今年度の大会の開催の中止をいたしましたことによりまして、皆減でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入でございますので、3 ページを御覧願います。1 款 1 項 1 目施設観覧料でございます。龍泉洞の施設観覧料 1,876 万円を減額補正してございます。これは、県内で発出いたしております緊急事態宣言にも対応しながら、感染拡大防止を図る観点から龍泉洞の閉洞等々行いましたことから、今年度の動向を踏まえまして、減額補正をするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

5 ページをお開きください。これから質疑を行います。1 款観光事業費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 目龍泉洞管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。3 ページをお開きください。1 款使用料及び手数料、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 5款繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 6款繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 7款諸収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで歳入の審査を終わります。

議案第6号の質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（畠山和英君） 続いて、議案第7号に移ります。

議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正予算につきましては、令和2年度決算に伴う固定資産の確定に関連する予算の増額、県のロードヒーター設備の更新に合わせて、主に設備下に埋設されている配水管の更新を行うための測量設計委託料の追加、また建設改良事業の財源の組替えを計上したほか、水道事業会計運

営に於じての所要の調整を行ってございます。

それでは、3ページからの予算事項別明細書の収益的収支と資本的収支を支出、収入の順で主な内容について説明申し上げます。

4ページをお開き願います。収益的収支の主な支出についてであります。1款1項5目1節の有形固定資産減価償却費を287万7,000円増額しておりますが、これは令和3年3月31日現在の固定資産が確定したことに伴い増額するものであります。

次に、6目1節の固定資産除却費を591万6,000円計上しておりますが、こちらも固定資産の確定に伴い増額するものでございます。

3ページをお開き願います。収益的収支の主な収入についてでございますが、1款2項4目1節長期前受金戻入394万6,000円を増額しております。こちらも同じく令和3年3月31日現在の固定資産が確定したことに伴う増額でございます。

次に、6ページをお開き願います。資本的収支の主な支出についてであります。1款1項1目12節委託料に513万7,000円を増額しております。こちらのほうは、県が行う済生会岩泉病院前の国道455号のロードヒーター設備の改修に合わせまして、主にロードヒーターの下側に埋設されている配水管の更新を実施するための測量設計委託料を追加計上するものでございます。

次に、5ページをお開き願います。資本的収支の主な収入についてであります。1款1項1目1節の企業債を先ほどの測量設計委託料の特定財源として530万円の増額を行うほか、令和3年度から旧簡易水道施設であった部分の施設整備等に対しましては、過疎対策事業債等の活用が可能となったことから、財源の組替えを行うものでございます。

次に、ページを戻りますが、1ページをお開き願います。収益的収入の総額が3億9,920万9,000円に対しまして、支出総額が4億8,386万円、収益的事業は8,465万1,000円の赤字予算となります。

2ページをお開き願います。資本的収入の総額が6億6,029万9,000円に対して、支出総額が7億2,548万6,000円で、資本的事業は6,518万7,000円の赤字の予算となります。

なお、この赤字不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継ぎ金で補填するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。本表は、水道事業、水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。本表の後段部分を見ていただきたいと思います。資金増加額は1,293万2,000円

を見込んでおりました、令和3年度末の資金残高といたしましては、2億9,996万9,000円を予定しているところでございます。

続いて、9ページを御覧になっていただきたいと思います。本表は、令和3年度の期末予定貸借対照表になります。こちらのほうの中では、県の河川改修事業に伴う配水管布設替え等により令和3年度で2億9,729万8,000円の資産等が増加する見込みとなりますことから、本表下段部分にございます資本合計及び負債資本合計は、48億7,576万2,000円となるものでございます。

以上がこの補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山和英君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、収益的収入及び支出を、支出を目ごとに、収入を項ごとに審査し、資本的収入及び支出を、支出を目ごとに、次に収入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、収益的収入及び支出を、支出を目ごとに、収入を項ごとに審査し、資本的収入及び支出を、支出を目ごとに、次に収入を項ごとに審査することに決定しました。

これから収益的収入及び支出の支出の質疑を行います。

3ページをお開きください。1款水道事業費用、1項営業費用、3目受託工事費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、4目総係費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、5目減価償却費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 6目資産減耗費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで支出の審査を終わります。

次に、収入の質疑を行います。3ページをお開きください。1款水道事業収益、2項営業外収益、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 3項特別利益。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 質疑なしと認めます。これで収入の審査を終わります。

次に、資本的収入及び支出の支出の質疑を行います。6ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道施設費。

5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） ここで委託料のところですけども、ロードヒーティングの改良工事で配管の工事が行われると。断水は行われるのかお伺いします。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 中島室長。

○委員長（畠山和英君） 中島水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

済生会前のロードヒーター工事、今行われているところなのですが、あそこのエリアになります。その区間のみの断水が可能となっております。栄橋付近から済生会前の交差点付近、そのエリアだけでの断水ということになりますので、その中におられる住宅ですとか、済生会も対象になりますが、受水槽を持っておりまして、短時間での断水時間で調整したいと考えております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 5番、八重樫さん。

○委員（八重樫龍介君） そうしますと、対象は済生会のみですか。何軒か戸数も含まれますか、断水の。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 中島室長。

○委員長（畠山和英君） 中島室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

その坂道の配水管から引き込まれている住宅が数十軒ございます。その対象の家屋の方々には、チラシですとか、ぴーちゃんねつと等で広報を事前にお知らせしたいと考えております。

以上です。

○委員長（畠山和英君） 次に移ります。2項企業債償還金、1目企業債償還金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで支出の審査を終わります。

次に、収入の質疑を行います。5ページをお開きください。

1款資本的収入、1項企業債、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 2項出資金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで収入の審査を終わります。

次に、企業債に入ります。議案第7号の第5条、企業債を御覧ください。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費に入ります。

第6条を御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） なければ、この質疑を終わります。

次に、他会計からの補助金、第7条を御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） これで、議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山和英君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、本職に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（畠山和英君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時18分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和3年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会委員長

畠 山 和 英
